

米国貨幣の謎

2000.8.26 PDF 版公開

2001.1.9 改訂

丸山秀一（仮説実験授業研究会・北海道）

[質問]

日本の硬貨には必ず「国名」「貨幣の価値」「発行年」が入れています。米国で現在流通している硬貨にもこれら 3 つは必ず入っていますが、そのほかにも 3 つ必ず入っている言葉やシンボルなどがあります。それはなんだと思いますか。次から 3 つ選んでみてください。

予想

- () 星条旗 , () 鷲のマーク , () 「造幣局」,
- () 「自由」, () 「平等」, () 「博愛」,
- () 十字架 , () 「我ら神を信じる」,
- () 「正義」, () 「多にしてひとつ」,
- () 「チャンス」, () 「世界の警察」,
- () 「開拓精神」, () 「独立」

米国の硬貨に必ず刻まれているもの

実際に現在米国で流通しているコインを見てみましょう。



米国のコインをよく見ると、どのコインにも次のものが必ず入っているのがわかります。また驚のマークも入っているコインが多いですが、これは米国の国章です。

- ・ 国名
- ・ 貨幣の価値
- ・ 発行年
- ・ 「自由」 = Liberty
- ・ 「多にしてひとつ」 = E Pluribus Unum
(One Unity Composed of Many Parts)
- ・ 「我ら神を信じる」 = In God We Trust

「自由」の言葉は「自由の象徴」で、「多にしてひとつ」はフランクリンらが定めたアメリカ建国のモットーです。では「我ら神を信じる」というのはなんのでしょうか。

[質問]

米国のコインに必ず刻まれている「我ら神を信じる」というのは、どういう意味で入っているのでしょうか。

予想

- ア これも米国のモットー
- イ 「神を信じなさい」という宗教の教え
- ウ 「このコインの信用は神が保証する」の意味
- エ 「このコインの偽造は神が罰する」の意味

米国のモットー

「我ら神を信じる」というのはアメリカ合衆国のモットーです。この文句は 1864 年に初めて硬貨に現れて、1956 年には議会により、「多にしてひとつ」に代わって正式に国のモットーとして法制化（Law 36 U.S.C. 186）されたものです。

[質問]

「自由」「多にしてひとつ」「我ら神を信じる」の三つの言葉のうちひとつが、米国のすべての現行紙幣にも印刷されています。それはどれだと思えますか。

予想

- ア 「自由」
- イ 「多にしてひとつ」
- ウ 「我ら神を信じる」

すべての貨幣に入れられているのは、「我ら神を信じる」のモットーです。米国の紙幣があったら、実際に見てみましょう。



100 ドル札裏
(別紙図版もあり)

[質問]

「我ら神を信じる」のモットーが貨幣に記されているのは、単なるデザインなのでしょうか、それとも法で定められているものなのでしょうか。

予想

- ア 憲法で定められている
- イ 法律で定められている
- ウ 単なるデザインに過ぎない
- エ 法律ではないが政府の意向で

アメリカ合衆国連邦法

「我ら神を信じる」というモットーは、1955年に米国の全通貨に使うように法律で義務づけられました。

アメリカ合衆国連邦法第 31 条第 324 項 (31 U.S.C. Section 324)

「硬貨の銘刻」

合衆国のすべての硬貨のひとつの面には、「Liberty」の文字で自由の象徴を刻印し、反対の面には、一羽の鷲の絵または彫像を「United States of America」と「E Pluribus Unum」の文字、そして硬貨の価値と一緒に刻まれなければならない。しかし 10 セント貨、5 セント貨、1 セント貨においては、鷲の絵を省略できる。「In God We Trust」のモットーは、すべての硬貨に刻印されなければならない。以下略

(関連する法規は、ほかに Public Law 140 と Public Law 851 で「すべての通貨に入れる」とある。)

でも宗教的な「神を信じる」という言葉を国のモットーにするということはどういうことでしょうか。「米国には神を信じない者はいない」ということでしょうか。

[質問]

日本人から見ると、米国には宗教的に思える習慣が多々あります。言葉でも、たとえば「Goodbye (さようなら)」は、「God be with you (神があなたとともにあらんことを)」が縮まったものです。

次にあげる米国での宗教的な習慣も法によって定められているものなのでしょうか。

- () 「忠誠の誓い」(米国民の自国に対する誓約)中の「Under God」(神の元に)という文句。
- () 裁判所での宣誓中の「So help me God」(神のご加護を)という文句。

「神の国」アメリカ

1861年のことです。全米改革派教会（National Reform Association）のワトキンソン牧師（the Reverend M.R. Watkinson）は、全米のプロテスタント派を統合し、「米国はユダヤ・キリスト教国（唯一神を信じる）である」とするキャンペーンのひとつとして、財務長官に「硬貨に 我ら神を信じる 」を入れるように要請しました。そして票集めのために宗教界を無視できなくなっていた議会は「1864年4月22日からの硬貨製造に 我ら神を信じる 」と入れることを可決しました。

さらにワトキンソンは、「我々、米国の人民は、謙遜して全能の神を政府のすべての権威と力の源であると認識して、地上の支配者である主イエス・キリストの啓示はこの地の至高の法としてキリスト教政府建設のため・・・」という新しい前文を憲法に付けることを請願しました。全米改革派教会には、最高裁判所判事や何人かの政府長官、著名な実業家も含まれていましたが、この請願は却下されました。

紙幣にも 我ら神を信じる が入れられるようになったのは、それから百年ほど後のことです。1955年にアイゼンハワー大統領が「すべての通貨に 我ら神を信じる と入れる」という法律 Public Law 140 と Public Law 851 に署

名しました。さらに翌年にはモットーをそれまでの「多にしてひとつ」から「我ら神を信じる」に置き換えるという法律にも署名しました。これは東西冷戦により、共産主義を極度に警戒したため、無神論の共産主義に対抗して「大衆を信心深くさせる」宗教振興的政策を採ったのです。

1954年に議会は満場一致で「忠誠の誓い」(米国民の自国に対する誓約)に、「神の元に (UNDER GOD)」という文句を入れる法律を決議しました。また、すべての連邦裁判官や判事に「神のご加護を (So help me God)」を誓いの言葉に含める法律も成立しました。

結局、1957年10月以降に発行されたすべての紙幣には「神を信じる」の「新しい米国のモットー」が入れられています。

[質問]

日本では政治と宗教との分離，信教の自由の「政教分離」は大原則（憲法 89 条）で貨幣にも宗教的なものは何も入れられていません。それでは，米国ではこうした宗教的な法律に対して「違憲である」として反対などは出てないのでしょうか。それとも米国の憲法には「政教分離」の規定はないのでしょうか。

予想

- ア 米国では政教分離をしていない
- イ 政教分離の憲法があるが問題になっていない
- ウ 「憲法に反している」と問題になっている

米国の政教分離

アメリカの憲法にもはっきりと政教分離は定められています。そこで無神論者の団体が「このモットーを法で定めるのは憲法違反だ」として1978年に裁判所に提訴しました。

その無神論者の団体（American Atheists）の設立者であるオヘアさん（Madalyn Murray O’Hair, 1919～現在行方不明）は、自分の子どもが学校で聖書や祈祷を意志に反して強制されるのに対して、1959年に「公立学校での聖書講読と祈祷は憲法違反である」として訴えを起こしました。これに対し連邦最高裁判所は1963年に「憲法修正条項第1条および第14条の 信教の自由と政府と教会との分離 を侵すものである」として、「公立学校での祈祷と聖書講読を禁止する」判決を言い渡しました。オヘアさんは勝訴したのです。オヘアさんはその後も、一切の公共機関から宗教色を排除する運動の中心として活動しました。

合衆国憲法修正条項

第1条

議会は宗教の発展を擁護するような、または信仰の自由を禁止するような法律を定めてはならない。

第14条

州議会も連邦議会と同様に、宗教の発展を擁護し、信仰の自由を禁止するような法律を定めることは無効である。

さて「我ら神を信じる」裁判の結果はどうなったのでしょうか。連邦巡回控訴院の判断は、宗教的な政府の意図をほのめかしながらも、「そのモットーの使用は、愛国的、または記念碑的なもので、宗教心の国民への浸透に政府が荷担すると思われるような点はない」というものでした。続いての訴訟も「そのモットーが明らかに宗教的なもので、神や神学に基づいてのものであること」を立証できた他は、やはり「違憲ではない」との判断に終わりました。

しかしオヘアさんたちは、「連邦最高裁判所が違憲判決を出すこと」をあきらめてはいません。そして議会の委員会などに「貨幣に記すモットーは 多にしてひとつの方がよい」と提案しています。

(なお米国では「政教分離」とは 政治と宗教の分離 というよりは、政治と教会(=church)の分離 として語られるのが一般的です。)

[質問]

このように米国人の生活は日本人と比べると大変宗教と密着しているように見えます。

ギャラップ世論調査が「宗教的信念はあなたにとってどれほど重要か」「神または普遍的な靈魂の存在を信じるか」という質問を、米国、英国、独国（旧西独）、仏国の人々にして調べた結果はどうだったと思いますか。米国とヨーロッパ諸国では人々の宗教的関心の度合いに差があったでしょうか。

予想

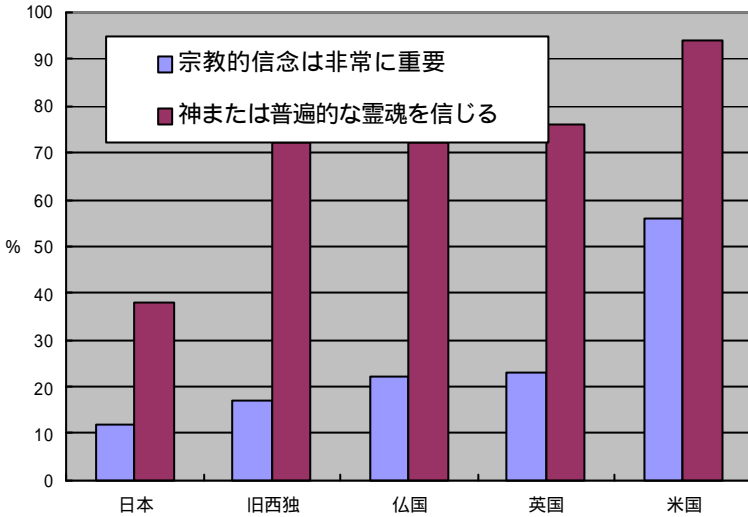
- ア 米国もヨーロッパ諸国もあまり違いがない
- イ 米国の方が宗教的関心が高い
- ウ 米国の方が宗教的関心が低い

米国人の宗教的関心

『スーパー・ニッポニカ』(小学館)の「アメリカ合衆国」のページに以下のようなデータがありました。

宗教 アメリカ人は日本人の想像できないほど宗教的な国民である。ギャラップ世論調査によれば、週1回教会に行く人の比率は1955年に49%、その後しだいに低下して70年代前半には40%にまで落ちたが、70年代後半にはふたたび上昇して42%となった。宗派は千差万別であるが、全体としてはプロテスタントが圧倒的に多い。「宗教的信念はあなたにとってどれほど重要か」という質問に対して、「非常に重要」と答えた者の比率は、日本12、旧西ドイツ17、フランス22、イギリス23に対して、アメリカは56に上っていた。「神または普遍的な靈魂の存在を信じるか」という質問に対し、「信じる」と答えた者の比率は、同じ順序に、38、72、72、76に対して、アメリカは94となっていた。ヨーロッパ諸国と比べても、アメリカは際だって宗教的なのである。(C)小学館

これをグラフにしたのが次の図です。



独，仏，英がほぼ共通しているのに対して，米国ではかなり宗教的関心が高くなっています。特に 9 割以上の人々が「神または普遍的な靈魂の存在を信じる」というのですから，「神の存在」は常識といってもいいでしょう。これなら「神を信じる」が国のモットーで貨幣に記されても文句は出てこないようにも思えます。

このように米国はヨーロッパと比較しても宗教的関心の強い国のようです。

[質問]

米国はたくさんの州からできています。それぞれの州にも「国のモットー」と同じように「州のモットー」というものがあります。では州のモットーにも宗教的なものが多いでしょうか。

予想

- ア ほとんどが宗教的なモットー
- イ 半分ぐらい
- ウ 宗教的なモットーは少ない

各州のモットーと司法判断

明らかに宗教的と思われるモットーは、50州のうちアリゾナ（神が豊かにする）、コロラド（すべては神の御心）、フロリダ（我ら神を信じる）、オハイオ（すべては神あればこそ可能）、サウスダコタ（神の元の人民の法）の5州です。そのほかのモットーも「聖書からの引用」などであると、それも「宗教的なモットー」となりますが、残念ながらよくわかりません。しかし、それらを加えたとしても、「少ない」といえるでしょう。（最後に各州のモットー一覧表があります。）

このうち、「With God, All Things are Possible」というオハイオ州のモットーは、政教分離を定めた憲法に違反する」として、2000年の4月に連邦巡回控訴院が判決を下しています。

判決に対する州政府の反応は「州はそのモットーを宗教心向上のために使う考えは毛頭ない」というものでした。また、キリスト教会関係者は、「オハイオ人民に対する傲慢で侮辱的な攻撃だ」と批判して、イスラム教団体も猛烈な抗議をしました。

政教分離の司法判断は、これからも米国の大きな問題のひとつとなりそうです。

おわりに

この研究は米国へ旅行したときに、米国の貨幣に「In God We Trust」とあるのを不思議に思ったのが始まりです。最近これが「米国のモットー」であるという事を知って(*1)、さらに謎が深まり調べてみました。

出典・文献

*1 サリー・小林「会話教室」
(北海道新聞 2000.7.3 夕刊)

*2 American Atheists

<http://atheists.org/>

ほとんどの内容は、これら「無神論者」たちのホームページから得た情報。

米国各州のモットー一覧

<http://www.cco.net/~paz/motto&songs.htm>

より転載して和訳。

州	モットー	英訳	和訳
Alabama	Audemus Jura Nostra Defendere	"We dare defend our rights"	我ら勇気を持って 我らの権利を護る

Alaska	"North to the Future"		未来へ向かう北
Arizona	Ditat Deus	"God Enriches"	神が豊かにする
Arkansas	Regnat Populus	"The people rule"	人民が支配する
California	Eureka	"I have found it"	「わかった！」
Colorado	Nil sine numine	"Nothing without Providence"	すべては神の御心
Connecticut	Qui Transtulit Sustinet	"He Who Transplanted Still Sustains"	移住者は維持し続ける
Deleware	"Liberty and Independence"		自由と独立
District of Columbia	Justitia Omnibus	"Justice for all"	万人の正義
Florida	"In God We Trust"		我ら神を信じる
Georgia	"Agriculture & Commerce", & "Wisdom, Justice, Moderation"		「農業と商業」と 「知恵, 正義, 中庸」

Hawaii	Ua Mau ke Ea o ka Aina i ka Pono	"The life of the land is perpetuated in righteousness"	この地の生活は正 義の内に永続され る。
Idaho	Esto perpetua	"It is Forever"	永遠に
Illinois	"State Sovereignty--National Union"		州の主権・国民の 団結
Indiana	"The Crossroads of America		アメリカの十字路
Iowa	"Our Liberties We Prize, & Our Rights We Will Maintain"		「我ら我らの自由 を尊ぶ」我ら我ら の権利を維持して ゆく」
Kansas	Ad astra per aspera	"To the stars through difficulties"	「艱難を経て星 へ」
Kentucky	"United We Stand, Divided We Fall"		分割ではなく連合 を
Louisiana	"Union, Justice, and Confidence"		連合，正義と信頼

Maine	Dirigo	"I Direct"	自分が支配する。
Maryland	Fatti Mashchii, Parole Femine & Scuto Bonae Voluntatis Tuae Coronasti Nos	"Manly Deeds" & "With Favor Wilt Thou Compass Us As With a Shield"	「勇ましい行い」 「好意を持って、 汝盾のごとく我ら を囲む」
Massachusetts	Ense Petit Placidam Sub Libertate Quietem	"By the sword we seek peace, but peace only under liberty"	剣により我ら平和 を探すが平和は自 由の元だけにあ り。
Michigan	Si Quaeris-Peni nsulam Amoenam, Circumspice	"If you seek a pleasant peninsula, look around you"	居心地の良い半島 をお探しなら、あ なたの周りをご覧 なさい。
Minnesota	L'Etoile du Nord	"The North Star"	北の星

Mississippi	Virtute et armis	"By Valor and Arms"	勇気と武器によって
Missouri	Salus Populi Suprema Lex Est	"The welfare of the people shall be the supreme law"	人民の幸福が至高の法である。
Montana	Oro y Plata	"Gold and Silver"	金と銀
Nebraska	"Equality Before Law"		法の下での平等
Nevada	"All For Our Country"		すべては母国のために
New Hampshire	"Live Free or Die"		自由に生きるか死か
New Jersey	"Liberty and Prosperity"		自由と繁栄
New Mexico	Crescit Eundo	"It grows as it goes"	なるようになる
New York	Excelsior	"Ever Upward"	もっと高くへ
North Carolina	Esse quam videri	"To be rather than to seem"	外見より中身

North Dakota	"Liberty and Union Now & Forever, One and Inseparable"		永遠の分かつことのできない自由と連合
Ohio	"With God, All Things are Possible"		すべては神あればこそ可能
Oklahoma	Labor Omnia Vincit	"Labor conquers all things"	労働はすべてを征服する
Oregon	The Union; Alis Volat propriis	"She flies with her own wings"	彼女は彼女自身の翼で飛ぶ
Pennsylvania	"Virtue, Liberty, and Independence"		善行，自由そして独立
Rhode Island	"Hope"		希望
South Carolina	Animis Opibusque Parati	"Prepared in mind and resources"	心と計画の準備
South Dakota	"Under God the People Rule"		神の元の人民の法

Tennessee	"Agriculture & Commerce"		農業と商業
Texas	"Friendship"		友情
Utah	"Industry"		産業
Vermont	"Freedom and Unity"		自由と統一
Virginia	Sic semper tyrannis	"Thus always to tyrants"	いつも専制君主に立ち向かって
Washington	Alki	"Bye and Bye"	やがてまもなく
West Virginia	Montani Semper Liberi	"Mountaineers are always free"	登山家はいつも自由
Wisconsin	"Forward"		前方
Wyoming	"Equal Rights"		平等の権利

ご意見をお寄せください。

丸山 秀一 kasetsu.maruyama.@nifty.com